

令和2年第3回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年3月25日(水) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員12名

1 番 北濱 陽子 (欠席)	(欠席)	11 番 田上 正男 (欠席)
3 番 谷内 誠一	7 番 石倉 稔	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	8 番 谷内 吉夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	9 番 山本 秀夫	15 番 山崎 覺治
	10 番 森谷 正美	

(2) 欠席委員

2 番 池端 共栄 6 番 坂下 正幸 12 番 安 津久人

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島6番 東 一朗 門前3番 澤田 茂

4 会議に出席した事務局職員

事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について

(2) 議案第 9号 農用地利用集積計画の決定について

(3) 議案第10号 非農地証明願いについて

7 報告事項

(1) 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第7号 農地法制限除外の届出について

(3) 報告第8号 農地改良の届出について

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 20

事務局長	本日は3名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、12名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号14番 新澤 辰 委員及び 議席番号15番 山崎 覺治 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第8号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第8号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第8号、1番を議案書をもとに朗読】 合計10筆4,181㎡で内訳は畑が4,181㎡です。

	<p>1 番については、利用目的は風力発電変電設備用地であり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地である事から第 2 種農地であり、また周辺地域を検討した結果代替性のある場所がなかったことから許可相当と考えております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 4 番 奥堂 敏春委員よりご意見をお願いいたします。</p>
奥堂委員	<p>23 日に現地確認を行いました。風力発電の変電設備を建設する予定だそうです。ただ遺跡が発掘されたのでそれが済むまで工事に取り掛かれないそうです。それで周りに影響がないようなのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
谷内委員	<p>この事案は確か 1 年か 2 年前に現地調査をしたことがあって議題に上がった気がするんだけどその辺の経緯報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>谷内委員のご指摘のとおり以前に途中まで話が進んだことがあったのですが最終的には取り下げとなりました。その当時は変電設備だけが申請に上がっていました。申請地が県道穴水門前線から少し上がった所で詳しく聞いてみたところ搬入路が入っていない計画でしたのもう一度計画を練り直してきますという事で当時は取り下げとなりました。今回そのあたりも整ったという事で今回の申請になっております。</p>
谷内委員	<p>取り下げの時はここに報告とかはないんですか。</p>
事 務 局	<p>はい。報告すれば良かったのですが。</p>
議 長	<p>他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 8 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 8 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 9 号】の農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 5 ページをご覧ください。議案第 9 号の利用権設定各筆明細です。今月は機構への貸付分が 3 件、その他が 2 件です。</p> <p>【議案第 9 号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】</p> <p>機構への貸付分は合計 4 筆 6,951 m²、期間は全て 10 年以上で全て水稲です。その他のものは合計 20 筆 147,052 m²、期間は全て 3 年未満が 17 筆 143,992 m²、10 年以上が 3 筆 3,060 m²で全て水稲です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 9 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 9 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 10 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 10 ページをご覧ください。議案第 10 号の非農地願承認についてです。今月は 17 件です。</p> <p>【議案第 10 号、1 番から 17 番を議案書をもとに説明】</p>

以上、89 筆 18,668.30 m²で内訳は田が 1,187.30 m²、畑が 17,481 m²です。

なお、1 番については、申請者の父が昭和 56 年に農地法第 4 条の許可（農作業場新築）として許可を受け建築したものです。

2 番から 16 番については、既に山林原野化したものです。

17 番については、昭和 59 年に農地法第 5 条の許可（資材置場、倉庫用地）として許可を受け建築したものです。

議長 それでは申請番号 1 番と 17 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東一朗 委員よりご意見をお願いいたします。

東委員 それでは 1 番の小伊勢町から報告します。非農地証明という事で 23 日の月曜日に関係者と坂下行政書士立ち会いの下現地確認を行いました。昭和 56 年の 1 月に 4 条の申請がされてまして大工作業場と農作業所が建設されましたが地目変更されてなかったとの事でした。事務局が示したとおりですが現在大工作業所はあまり使用されていませんが納屋として利用されており隣接地は宅地です。1 番については以上です。

17 番は水守町で非農地証明の件です。場所は水守町で中段町と隣接するところです。これも 23 日に関係者と本人立ち会いの下現地確認を行いました。本件は申請人の住宅の裏の部分にあたり写真が示すように後ほど増築されたものだと思います。本件は昭和 59 年 11 月に 5 条の申請で大工小屋として建築されたものですがその時点では地目変更されてなかったものです。既に 35 年以上経過しているものですので周りに対する影響はないものと思います。以上でございます。

議長 それでは申請番号 2 番から 16 番について地区担当推進委員門前 3 番 澤田 茂 委員よりご意見をお願いいたします。

澤田委員 はい、それでは 2 番から 16 番の件ですが 3 月 23 日の 10 時過ぎに会長さんはじめ委員の方々と同行しまして現地を見ました。木は 20 年ほど経っており植林後に地目変更すれば良かったのですがそれがなされなかったという事で森林組合さんが間伐の事業でそこに間伐に入りました。その書類上地目が田と畑になっているという事でそれを直さないといけ

	<p>ないよという事で今回の申請に至ったわけです。現地は植林されて整備されていますので申請どおり証明がいいかなと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
石倉委員	<p>確認ですけどもその一体を造成するという事でなく、森林組合の間伐の事業だけという事ですね。集落全体でしたので。</p>
澤田委員	<p>そうです。</p>
議 長	<p>他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 10 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 10 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 6 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 18 ページをお開きください。報告第 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 8 件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 合計 354 筆 72,848.09 m²です。内訳は田が 46,901.12 m²、畑が 25,946.97 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので【報告第 6 号】を終わります。</p>

次に【報告第 7 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書 33 ページをお開きください。報告第 7 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 1 件です。

【議案書にもとづいて、農地法施行規則該当転用届の内容を朗読】

利用目的は携帯電話基地局です。

合計 1 筆 9 m²です。内訳は田が 9 m²です。以上です。

議長 それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 6 番 坂下 正幸委員に変わりました事務局より報告願います。

事務局 はい、それではご説明いたします。本日坂下委員が欠席ですので私の方から承っています事について報告いたします。34 ページをお開きください。こちらの方ですが空熊町で県道滝又三井線で旧滝又小学校から三井に抜けていく道の脇に予定しています。携帯電話基地局を設置するという事で付近に畑がありますが設置することで特に問題ないという事で報告を受けています。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですので【報告第 7 号】を終わります。

次に【報告第 8 号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書 36 ページをお開きください。報告第 8 号農地改良届についてです。今月は 2 件です。

【議案書にもとづいて、農地改良届の内容を朗読】

	合計 3 筆 6,812 m ² です。内訳は田が 6,812 m ² です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第 8 号】を終わります。 「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については谷内 誠一委員より報告をお願いします。
谷内委員	(谷内委員より「1・1・1 運動」の活動報告)
議 長	以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第 3 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。